

件 名	南部丘陵の緑地保全の仕組みづくりについて
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	《経過と現状》 ○市南部に位置する丘陵部（南部丘陵）においては、高度経済成長期の泉北ニュータウンの開発以降、樹林樹木地が大幅に減少 ○市域における樹林樹木で覆われた面積（緑被面積）約 2,400ha（市域の 16%）のうち、南部丘陵における緑被面積約 600ha（市域の緑被面積の 25%） ○南部丘陵の樹林地は、ため池や農地とあいまって、多様な生き物の生息空間であるとともに、堺を南北に流れ、大阪湾にそそぐ石津川の源流 《政策課題》 環境モデル都市に認定され、堺・クールシティ宣言を行った本市としては、よりいっそう緑の保全と創出に取り組んでいく必要がある。特に、南部丘陵の保全については、喫緊の課題である。 ○南部丘陵の緑地保全について、市民、事業者の理解と協力を得ながら、その重要性を発信し、機運を盛り上げていく【緑地保全運動の仕組み】が必要 ○市民、事業者の理解と協力のもと、具体的に緑地を保全、確保するための制度や事業等の【緑地の確保の仕組み】が必要 ○南部丘陵の緑地保全を行うための【財源の仕組み】が必要
対 応 方 針 今 後 の 取 組 (案)	《対応方針》 【緑地保全運動の仕組み】 地域住民、緑の保全団体、本市のみではなく、多様な主体の参画と協働による幅広い運動に取り組む (1) 地域住民の主体的な参画 ○地域住民、関係団体との情報共有の場を設け、まちづくりを考えるきっかけをつくる ○地域住民、関係者との意見交換やまちづくりを実践する場を設け、まちづくりを検討する場や将来のまちづくりを考え行動する場をつくる (2) 多様な活動団体の参画 ○緑の保全活動団体をはじめ、河川アドプト団体、環境保全活動団体などとの連携により、南部丘陵を拠点に幅広く市内外へと緑地保全運動の機運を醸成 ○泉北ニュータウン再生や活性化に向けた取り組みとの連携、また、大阪府とも連携を強化し、広域的な緑地保全運動を展開 (3) 市民の参画 ○堺自然ふれあいの森を拠点に、環境学習の機会拡充、人材育成などに取り組み、幅広い市民の緑地保全運動を展開 (4) 企業の参画 ○在堺企業を中心に参画の機会を創出 【緑地の確保の仕組み】 (1) 土地利用規制 ○特別緑地保全地区制度（都市緑地法第 12 条）

	・良好な自然的環境を現状凍結的に保全する地域地区 ○緑地保全地域制度（都市緑地法第 5 条） ・一定の土地利用を認めつつ、行為の届出制という緩やかな規制を行う地域地区 （2）民有地の活用 ○市民緑地制度（都市緑地法第 55 条） ・土地等の所有者と契約を締結し、その土地を住民の利用に供する市民緑地を設置し、緑とオープンスペースを確保 ○保全緑地制度等（堺市緑の保全と創出に関する条例の制定） ・制定の趣旨 本市の緑の保全と創出について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、緑の保全と創出に関する基本的施策を定め、他の法令と総合的かつ計画的に推進することにより、緑豊かでうるおいのある良好な都市環境の形成を図り、市民の健康で快適な生活の確保に寄与 ・条例の主な内容 ・基本理念に関する事項 ・市、市民及び事業者の責務に関する事項 ・緑の基本計画、緑の保全・創出に関する事項 ・市民等の参画と協働に関する事項 ・緑化の義務に違反している者に対する措置に関する事項 （3）公有地 ○都市林（都市公園法施行令第 2 条） ・主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園（例：堺自然ふれあいの森） 【財源の仕組み】 （1）緑の保全基金の創設（堺市緑の保全基金条例の制定） ○緑地保全を目的とする事業等について、市民、事業者からの寄附やふるさと納税等を活用した緑の保全基金を創設 《スケジュール》 ○平成 22 年 5 月 「堺市緑の保全と創出に関する条例案」を議会上程 （平成 22 年 9 月 1 日施行予定） 「堺市緑の保全基金条例案」を議会上程 （公布日から施行予定）
効果の想定	○緑地を保全、確保することにより、多様な生物種の保全や CO2 の吸収源の確保につながる。 ○南部丘陵における自然からの恩恵を広く市民が享受することができる。 ○南部丘陵の地域資源について着目、活用することで、環境共生を視点とした新たな地域振興のきっかけとなる。
関係局との政策連携	市長公室、総務局、財政局、産業振興局、環境局、建築都市局、南区